

摂南大学利益相反マネジメントに関するQ&A

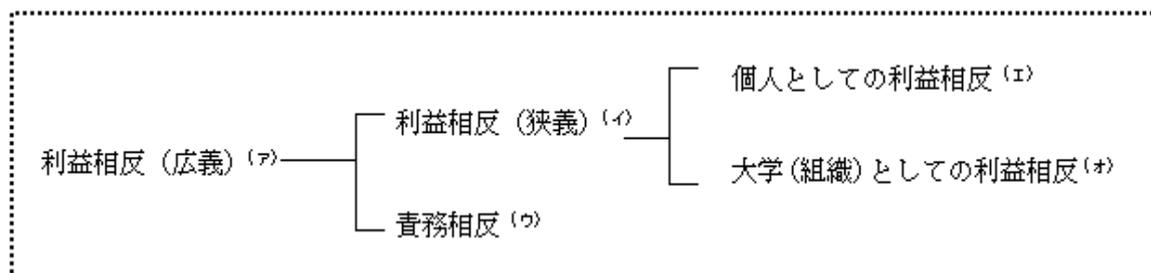
利益相反マネジメントは、教育・研究等の活動又は社会貢献活動につき、社会から利益相反の疑念を抱かれることのないよう本学の教職員等が、安心して研究活動に従事できる環境を整えることを目的としております。

以下では、利益相反の概念、本学における利益相反マネジメントの考え方をQ&A形式で示しております。

1. 利益相反の概念

Q. 1 「利益相反」とは何ですか？

- A. 1 教育・研究等の活動又は社会貢献活動を行う上で、教職員等が連携活動先の企業法人等から正当な利益を得ることは当然に想定されます。しかし、真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と、営利追求を目的とした活動を行う企業法人等とは、その目的・役割を異にすることから、教職員等が、企業法人等との関係で有する利益と大学における責任とが衝突する状況が生じます。これが、「利益相反」と呼ばれる状況です。



(ア) 広義の利益相反：狭義の利益相反 (イ) と 責務相反 (ウ) の双方を含む概念。

(イ) 狭義の利益相反 (経済的利益相反)：教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益 (実施料収入、兼業報酬、未公開株式等) と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況

(ウ) 責務相反：教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(エ) 個人としての利益相反：狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

(オ) 大学 (組織) としての利益相反：狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

Q. 2 利益相反マネジメントはなぜ必要ですか？

A. 2 利益相反への対応を怠れば、本学及び当該教職員等の社会的信頼が損なわれる可能性があり、社会貢献活動の推進の阻害となる恐れがあります。

利益相反マネジメントは、教職員等の利益相反を適切に管理し、利益相反による弊害を防止するとともに、教職員等が安心して社会貢献活動に取り組むことができるようにすることを目的としています。

委員会による利益相反の審査を受け、審査結果に基づいて対応した教職員等に対して社会から利益相反の疑義が提起された場合には、大学が社会への説明責任を負います。

Q. 3 「利益相反」と「法令違反」とはどんな相違点がありますか？

A. 3 「法令違反」は、法令上の規制に対する違反行為であり、法令で定められた一定の制裁・責任（刑事罰・行政罰・民事上の損害賠償責任等）が課せられ、かつ、公権力（司法や行政）による強制力を伴っています。一方、「利益相反」は、法令上は規制されていない行為を行っているにもかかわらず、周囲の状況によって、社会から「大学における責任が十分に果たされていないのではないか」と疑われる可能性がある状況です。

このような「状況」は、法令上直ちに問題とはなりません、大学及び教職員等が社会的信頼のもとに研究活動を行うために、誠実かつ適切な対応が要求されるという性質の概念です。「利益相反」と「法令違反」の主な相違点は下表のとおりです。

区 分	法令違反への対応	利益相反への対応
責任の性質	法令上の責任（刑事罰・行政罰・民事上の損害賠償責任等）	社会に対する説明責任、社会的責任
責任の主体	規制に違反した個人・法人の責任者等	大学（組織）
違反・相反状態への対応方法	一律に回避されるべき状態	必ずしも回避する必要はなく、情報開示やモニタリング等、透明性を高めることによりマネジメント可能
判断基準	法令による一律のルール	各大学のポリシーによるルール 利益相反委員会等で個別に判断、多様な対応方法が可能
最終的な判断権者	裁判所	大学

「利益相反ワーキング・グループ報告書」（文部科学省 平成14年11月1日）

Q. 4 利益相反にあたる具体的な事例や基準は設けないのですか？

A. 4 利益相反は、具体的な事例や基準を決めて規制する性質のものではありません。
利益相反は法令違反とは異なり、社会的疑念を招き、ひいては大学及び教職員等の社会的信頼を損ないかねない状況を指します。したがって、法令遵守は判断基準とはならず、社会的に受け入れられるかどうかが主な判断基準となります。これは、個々の事例によって適切に対応しなければならない性質のものです。本学は、社会貢献活動を奨励しており、画一的に不適切な行為を予め列举して禁止することは社会貢献活動を阻害する可能性もあり望ましいことではありません。本学では、個別案件に応じて適切な対応を図るための利益相反マネジメント体制をまず構築し、その上で個々の事例を積み重ねることで、利益相反に対する一定の判断基準を形成していきます。

2. 摂南大学における利益相反マネジメント

Q. 5 本学では、どのようなことについて利益相反マネジメントを実施するのですか。

A. 5 教育・研究等の活動又は社会貢献活動について利益相反マネジメントを実施します。

ここでいう社会貢献活動とはつぎのものを指します。

なお、科研費および国からの競争的資金は、申告対象から除外いたします。

社会貢献活動とは、

国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体における兼職活動（学園規定『兼職に関する取扱要項』を参照）、共同研究、委託研究（依頼試験・分析を含む）、学術指導（技術指導も含む）、自らが関わる知的財産権の権利譲渡・実施許諾等、企業等からの研究員、ポストクの受け入れ及び研究助成金（科研費、国からの競争的資金を除く）、奨学寄附金の受け入れ等をいう。

Q. 6 利益相反マネジメントの対象者は誰ですか？

A. 6 教職員等（以下、「研究者」という）、研究者の生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）が対象となります。研究代表者だけでなく当該研究課題の研究分担者も対象となります。

なお、厚生労働科学研究費補助金及び日本医療研究開発機構（AMED）の事業は、厚生労働省もしくはAMEDに研究計画書を提出した研究代表者及び当該研究課題の研究分担者も対象となります。これら事業に応募（代表者・分担者として）した場合は、申請時点において、当該年度の経済的利益関係について審査を受ける必要があります。

Q. 7 利益相反マネジメントの対象となる「経済的利益関係」とは具体的にはどのようなことですか？

A. 7 つぎの場合が、利益相反マネジメントの対象となる「経済的利益関係」です。

- ①「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」において、同一企業・団体等から1年間に受け入れた金額が合計で200万円以上の場合（無償のものを金銭換算した額を含む）

（例 研究者が、1年間にA会社から共同研究（大学が契約したもの）において250万円を受け入れた場合、受入金額の年間合計が200万円以上のため、利益相反マネジメントの対象となります。）

- ②研究者又は生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）が、「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関連する企業・団体等から給与、配当金等又はコンサルタント料、謝金その他のサービスの対価（診療報酬及び公的機関からの謝金を除く。）の支払いを受けること（研究者等が、同一企業・団体等から1年間に支払いを受けた金額の合計が100万円以上の場合に限ります）。

ここでの報告対象には、当該相手先とつぎの資本関係がある法人等を含めません。

- a) 相手先が20%以上の議決権を有する法人（＝関連会社、子会社）
b) 相手先に対して20%以上の議決権を有する法人（＝関連親会社、親会社）

（例 研究者が、科学研究費補助金に関わるB会社から講師依頼を受け、年間120万円の報酬を受けている場合は、100万円以上のため利益相反マネジメントの対象となります。）

- ③研究者又は生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）が、「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関連する企業・団体等の株式を保有すること、新株予約権の割当てを受けること、出資すること、受益権等の提供を受けること。ここでの報告対象には、当該相手先とつぎの資本関係がある法人等を含めません。

- a) 相手先が20%以上の議決権を有する法人（＝関連会社、子会社）
b) 相手先に対して20%以上の議決権を有する法人（＝関連親会社、親会社）

（例 「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関連する会社の株式（未公開株の場合は1株以上、公開株の場合は発行株式数の1%以上）を保有すること、新株予約権（未行使）の割り当てを受けることが対象となります。また、研究者が、「教育・研究等の活動」又は「社会貢献活動」に関連する企業・団体等から融資や保証を受けることも対象となります。）

具体例①:研究者の長男が、研究者の科学技術振興調整費に関わるC会社の
子会社Ca会社の未公開株を1株保有している場合は利益相反マネジメント
の対象となります。

具体例②:研究者の配偶者が、研究者の政府機関から受給した公的研究費
に関わるD会社(=金融機関又は金融業ではない会社)から50万円の融
資を受けている場合は利益相反マネジメントの対象となります。

上記、①②③のいずれか一つでも該当がある場合は、自己申告書に記入し
てください。

Q. 8 設問5について、具体的にどのような内容を記載すればよろしいでしょうか?

A. 8 兼職に関する事項をご記載ください。

Q. 9 生計を一にするとは、具体的にどのようなことですか?

A. 9 日常生活のお金を共にすることです。詳細については、次の国税庁ホームペ
ージをご参照ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/a/03/order3/yogo/3-3_y03.htm

**Q. 10 研究者の配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)が支払いを受ける場合も利
益マネジメントの対象となるのはなぜですか?**

A. 10 研究者の生計を一にする配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)は、研究者
と経済的にも密接な関係があると外部から見られる可能性があります。したが
って、「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関連
する企業・団体等から、生計を一にする配偶者及び一親等の者(両親及び子ど
も)が経済的利益を享受した場合にも、実質的には研究者本人が経済的利益を
享受したものとみなされることがあるため利益相反マネジメントの対象として
います。但し、研究者の生計を一にする配偶者及び一親等の者(両親及び子ど
も)が、「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関
連する企業・団体等から年間100万円以上の支払いを受ける場合、その支払
いと「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」が無関係
(例「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関連す
る企業・団体等が、当該活動以前から配偶者の従業員としての勤務先であり、
配偶者の就労と関係なく連携関係を結んだ場合等)である場合は報告する必要
はありません。

Q. 1 1 利益相反マネジメントは実際にはどのように行われますか？

A. 1 1 委員会は、研究者から提出された自己申告書に基づいて「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関連する企業・団体等との「経済的利益関係」について審査を行います。必要に応じて、当該研究者へのヒアリング等により確認を行います。

審査の結果、利益相反により、「公的資金研究に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態が生じる、又は生じるおそれがある」と委員会が認めるときは、研究者に対して改善を要請します。

Q. 1 2 利益相反マネジメントの結果に不服がある場合、どうすればいいのですか？

A. 1 2 研究者は、委員会の審査結果に不服があるとき、結果の通知を受けた日から2週間以内に、書面（所定様式）により委員会に対して不服を申し立てることができます。この場合、委員会は再度審査を行ったうえで、その結果について不服を申し立てた研究者に文書で通知します。なお、再審査の結果については不服を申し立てることはできません。

Q. 1 3 利益相反マネジメント委員会からの改善要請（助言、指導、是正）について

A. 1 3 改善要請（助言、指導、是正）に従うか従わないかは当該教職員の判断に委ねます。但し、従っていただけない場合は、大学としてなんら対応はできないことをご了解ください。

なお、厚生労働科学研究費補助金等については、委員会から学長に報告したうえで、学長から厚生労働省等の研究費配分機関へ報告することとなります。

Q. 1 4 誤った報告をした場合どうなりますか？

A. 1 4 うっかり誤ったことを報告した場合、委員会は誤った情報をもとに審査及び調査を行ってしまいます。社会から利益相反の疑念を持たれた場合で、後日、情報が誤っていると判明した場合には、大学として当該研究者を保護することはできないこととなりますので、正確に報告するよう留意してください。

- Q. 15 新しい経済的利益が発生した場合には、どのような報告をすればいいのですか？**
- A. 15 つぎの場合には、速やかに利益相反相談シートを提出してください。
- ①年1回の利益相反に関する自己申告書提出時において、「経済的利益関係」（上記Q7、A7参照）がない研究者が、次の年1回の利益相反自己申告書提出時までの間に、「教育・研究等の活動」又は「社会貢献活動」において、「経済的利益関係」に該当する状態になった場合。
- なお、利益相反相談シートを提出した後、先の年1回の自己申告書提出までの間に経済的利益関係に変化がない場合でも、次の年1回の自己申告書提出は必要ですが、自己申告書の作成に負担がかからないよう工夫します。
- ②上記①以外に、新たな経済的利益関係が発生（例「教育・研究等の活動」又は「社会貢献活動」に関連する企業・団体等の公開株の保有株数が増加した場合ほか）により外部から弊害が生じているかのように見られる可能性が懸念されるときは、各学部事務室又は研究支援・社会連携センターへご連絡ください。
- Q. 16 利益相反マネジメントと兼職はどのような関係ですか？**
- A. 16 「兼職に関する取扱要項」の許可要件は、利益相反マネジメントの対象要件と異なっています。
- 「兼職に関する取扱要項」は、学園以外の職務に従事するため、就業規則上からも本学の管理者である学長の承認を必要とします。
- 利益相反マネジメントは、当該兼職が社会からの利益相反の疑念を受けることのないよう安心して研究活動を行っていただくために行うものです。
- このようなことから「兼職に関する取扱要項」に基づき承認された兼職又は事前承認を要しない兼職であっても、利益相反マネジメントの対象となる兼職については、基本方針に従って申告していただく必要があります。
- Q. 17 利益相反状況が心配になった場合はどうすればいいですか？**
- A. 17 利益相反状況が心配になったときには、利益相反アドバイザーに相談することができます。相談は、各学部事務室又は研究支援・社会連携センターにおいて受け付けますので、まずは、各学部事務室又は研究支援・社会連携センターまでご連絡ください。
- Q. 18 利益相反アドバイザーとはどういうことをするのですか？**
- A. 18 利益相反アドバイザーは、教職員等からの相談に応じ、利益相反について必要な助言や情報の提供を行います。また、利益相反アドバイザーと利益相反マネジメント委員会とは相互に協力し合う関係です。

- Q. 19** 提出後の自己申告書はどのように取り扱われますか？
- A. 19 自己申告書を初めとする個人情報については、秘密情報として管理に万全を期します。なお、自己申告書は文書取扱規定に従って管理・保存されます。
- Q. 20** 配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）について、生計を一にしない場合も申告の対象ですか？
- A. 20 対象外です。生計を一にしない場合は、申告する必要はございません。
- Q. 21** 研究者の生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）の内容については、どこまで記載すればよいですか？
- A. 21 「研究者の教育・研究等の活動」又は「研究者の社会貢献活動」に関連する企業・団体等から、生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）が経済的利益を享受された場合が対象です。
- Q. 22** 報酬の記載について、千円未満の金額はどのように記載すれば、よろしいでしょうか？
- A. 22 千円未満についても、記載してください（デフォルトの「千円」は削除して、記載してください）。
- Q. 23** 年間受入額100万円未満の学術指導を行っています。その学術指導先の会社に、昨年から配偶者が、役員として就任することとなりました。この場合、どのように申告すればよろしいでしょうか？
- A. 23 配偶者については、家族用設問10に記載してください。学術指導については、設問10（家族用は設問9）に記載してください。ただし、設問10（家族用は設問9）は、200万円以上の研究を対象としています。

本Q&Aについては、今後も整備・充実させていきます。

また、Q&Aでは確認できないこと、不明点等は研究支援・社会連携センターにお問い合わせください。